

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和2年11月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第326号	有限会社東部第一工業 杉山 大三郎	東大阪市荒本二丁目5番1号	令和2年11月16日	令和7年11月15日
四條堰 第327号	アクアライフ株式会社 奈良 法隆	岸和田市中井町一丁目9番6号	令和2年11月16日	令和7年11月15日